

令和7年度仁淀川町板材活用型林業研修生用住宅建築工事公募型 プロポーザル実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、「令和7年度仁淀川町板材活用型林業研修生用住宅建築工事」を委託する業者の選定について、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公正に行うため、「令和7年度仁淀川町板材活用型林業研修生用住宅建築工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は仁淀川町副町長とする。委員は町長が指名したものとする。

(プロポーザル参加業者の選定)

第3条 プロポーザル参加業者は、町ホームページで公募し、「令和7年度仁淀川町板材活用型林業研修生用住宅建築工事公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす者より選考し、町長の決裁を経て決定する。

(業者の選定)

第4条 審査委員会は、プロポーザル参加業者からの業務提案書、見積書を審査・評価する。また、業者を選定し、町長に報告する。

2 前項により選定された業者は、町長の決裁を経て決定する。

3 町長は、選定結果をプロポーザル参加業者に通知するとともに、選定業者に「令和7年度仁淀川町板材活用型林業研修生用住宅建築工事」を委託することができる。

4 前項の選定業者と7日以内に協議が調わない場合は、次点の業者を選定業者とし「令和7年度仁淀川町板材活用型林業研修生用住宅建築工事」を委託することができる。

(評価基準)

第5条 評価基準は、次の各号に掲げる項目とし、様式は別に定める。

評 価 項 目	評 価 基 準
1. 企画・設計・建築技術	・ 目的にふさわしい企画内容か ・ 設計・建築技術力かどうか ・ その他（独創性等）
2. 業務実績	・ 実績についてはどうか
3. 見積金額	・ 見積金額は安価かつ適当か

(附 則)

1. この訓令は、令和7年10月22日から施行する。

2. この訓令は、令和8年3月31日に効力を失う。